



福岡犯罪被害者
支援センター

はやしまこと
理事 林 誠 (弁護士)

他人事ではない「二重の苦しみ」

犯罪被害者や遺族に対する「二次被害」とは、犯罪被害（一次被害）に対する偏見や無理解等に基づく周囲の心ない言動や行動、誹謗中傷等によって被る精神的苦痛や心身の不調等の被害を言います。私は弁護士として犯罪被害者を支援する活動を行っていますが、最近では特にインターネット上での二次被害の相談が多く寄せられています。例えば、知人から殺害された女性について、その女性にも非があったかのような嘘の内容の投稿がなされたことがありまして、殺人事件のご遺族に対し、あたかも真犯人ではないかと疑うような投稿がなされたこともありました。

犯罪被害にあうということは事前に予期できるものではありません。ごく平穏な日常の生活が不意に一瞬にして奪われ、目の前が真っ暗になってしまうことがほとんどです。そのような状態であるにもかかわらず周囲から二次被害を受けることは二重の苦しみに他なりません。先述の女性を被

害者とする殺人事件の例で、ご遺族は大切な家族を突如として奪われただけにとどまらず、女性側にも非があったかのような嘘の情報がインターネット上で拡散するのを目の当たりにし、悲しみだけでなく「どうして殺されてなお名誉を毀損され続けなければならないのか！」と強い憤りに苛まれることになりました。このようなご遺族にとって「二重の殺人」とも言うべき二次被害を私たちは社会から無くさなければなりません。

社会も動き出しています。二次被害を防ぐため、平成31年4月1日に施行された福岡県犯罪被害者等支援条例は、私たち県民が二次被害を生じさせないよう十分に配慮して行動することに努めなければならないと決めました。地震や台風といった自然災害と異なり、どうしても犯罪被害という身近ではなく他人事として考えてしまいがちですが、残念なことに誰もが犯罪被害者や遺族になりかねないことが現実です。身近な地域での犯罪報道があると、ついつい興味本位に安易に噂話しや根拠のない話しに飛びついてしまいたくなるかもしれません。しかし、犯罪被害にあうことを自分事と捉えることができれば、犯罪被害者やご遺族の立場を自分自身に置き換えることができるはずです。そのような私たち一人一人の意識付けが、二次被害を防ぐことにつながると思います。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

公益社団法人

福岡犯罪被害者支援センターのご案内

つらいとき、誰かに話しを聞いてほしいときには、お電話ください。相談・支援は無料です。秘密は守られます。

【福岡犯罪被害者総合サポートセンター】

☎ 092・409・1356

筑豊窓口：0948・28・5759

相談受付時間／月曜日～金曜日 9時～16時

※祝日・年末年始は除く

HP <https://fukuoka-vs.net>

センターでできることは？

【電話相談・面談相談】

専門的な研修を受けた相談員がお話をうかがいます。当センターと連携している弁護士や臨床心理士等と連携して、法的支援や心理ケアなども行います。

【付き添いなどの直接支援】

必要に応じて警察や検察庁、裁判所、病院等へ付き添います。

福岡犯罪被害者支援センターとは？

福岡県公安委員会から指定を受けている民間の被害者支援団体です。県、福岡市、北九州市と協働して『福岡犯罪被害者総合サポートセンター』、『性暴力被害者支援センター・ふくおか』を開設しています。

🔍 福岡犯罪被害者支援センター

検索